

## 臨床実務教育の現状と課題

# アメリカに学ぶクリニカルエディケーション

— 福祉と法の連携を求めて —

橋本 宏子  
(本学法学部教授)

法律学の分野は、民法、刑法等いわゆる六法を中心に発展してきた。しかし、社会状況の変化とともに、ある問題（例えば、障害のある人の問題）の解決のためには、六法を中心に社会保障法や労働法といった諸法との連携、さらには精神医学やケースワーク等の関連諸領域との連携が必要であることが認識されるようになってきている。例えば筆者は、昨年来総務省に設置された年金記録確認中央第三者委員会の委員として、弁護士等の方々とともに年金記録の確認と申立者の救済の仕事にあたっているが、その過程でも挙証責任の分配や時効といった法律問題を、社会保険制度という固有の領域にどう適用し解釈していくかが重要な課題となることが少なくない。あるいは精神に障害のある人が、成年後見開始の審判の申立について弁護士に相談した際、戸籍をみた弁護士がなにげなく聞いた「弟さん（相談者の双子の兄弟でうつ病で自殺していた）はどうして亡くなられたのですか」の一言が、相談者を立ち直れない状態にまで追い込んでしまったといった話は、障害者（ひいては誰に対するものであっても）法律相談のあり方を考えるうえでは精神医学やケースワーク等の関連諸領域との連携が必要なことを痛感させる。

こうした必要性からアメリカのロースクール（例えば、カリフォルニア大学バークレー校ボルトホール）には、リーガルエディケーションの一環として障害者法、児童法、DV法等といった科目が置かれている。またロースクール

には、クリニック教育センターと呼ばれる一種の実習、研修の場が設けられていることが多い。大学によって違いはあるが、学生は例えばそこで、①新しい法律分野についての知識を実践を通じて学んだり（日本でいう社会保障法の領域はまさにその一分野である）、②サービスの行き届かない人びとに、弁護士等が法律扶助を提供するのを手伝ったりする（ここでいう法律扶助とは、権利擁護、苦情解決、書類申請代理等を含むものとして考えられていることに注目しておきたい）。アメリカで行われているクリニック（clinical education work）に関連して指摘しておきたいことは、学生の中には「福祉関係のNPO」——例えばPAI（Protection & Advocacy, Inc. 精神的な障害をもつ人や高齢者の権利と利益を擁護する組織）やCANHR（The California Advocates for Nursing Home Reform: ナーシングホームの改革を支援する組織）——で、クリニックとして「福祉と法」の実践を学ぶ学生が少なからず存在するということである。こうした組織には、「福祉サービス利用者」のために働く「弁護士集団」が形成されているからである。

PAIを例に、こうした組織の活動についてもう少し付言しておこう。PAIは、連邦法（the Developmental Disabilities Assistance and Bill of Rights Act）に基づき1978年に設立された非営利の公益法律事務所（public interest law firm）である。PAIの権利擁護（legal advocacyをここではこう訳しておく）

としての活動には、連邦や州の裁判所での活動、議会でのロビイストとしての活動、行政機関で行われる行政聴聞に参加する当事者への法的支援、一般市民や様々な分野の専門家を対象としたワークショップでのトレーニング等がある。連邦や州の裁判所でのPAIの活動を具体的に述べれば、アメリカ障害者法等に基づくクラスアクションや強制的に入所させられた精神障害者施設からの当該障害者の解放を求める訴訟、差別を受けている障害者への訴訟援助等々があげられる。カリフォルニア州オークランドにあるPAIには、11人の弁護士がいるが、PAIで行われるワークショップでのトレーニングが、市民（ボランティア）をも対象とし、ケースワーカーや医師も関与して行われていることにみられるように、「福祉と法」に関係するPAIの活動は、法律関係者だけで支えられているわけではないことも重視しておきたい。

ところでアメリカのロースクールにおいて、クリニカルエディケーション（リーガルエディケーションの一分野といってよいだろう）が必要とされてきた理由として、①経験豊かな弁護士のところで行われてきた実習教育の質が一定でなかったこと ②産業界においては、法律家の新たな役割が求められるようになり、新時代に対応するしっかりした理論的基礎を学ぶ必要が求められてきたこと ③学生が法理論だけに詳しくなり、必要な専門的技量を身につけるのは卒業後であるという実態が望ましくないと考えられてきたこと ④法曹の指導的立場にある人々の間では、社会に出てからの研修だけでは不十分であり、学生の時からもっと準備しておくべきことについて意見の一致がみられたこと ⑤実務についてからでは一貫した教育を受けることが難しいこと等が指摘されてきた。

こうした指摘に加え、特に「福祉と法」の領域では、貧困戦争という言葉が普及した1960年代から、「福祉と法」が従来とは異なる意味で「一定の結びつき」を保持することになったことは無視できない。このことは、1960年代、

70年代の福祉裁判の展開、経済機会法等に基づくコミュニティ活動への貧困者の活動を援助する弁護士の活動、規則制定手続への貧困者の参加を制度化するための立法の制定への弁護士の寄与等々にも示されている。こうした多様な「福祉と法」に係る活動を巡る広がりには、アメリカ障害者法やナーシングホーム改革法をめぐる弁護士と障害者等との関わりの中にも示されている。

貧困者のための法律事務所には、連邦補助金が交付されることになり、貧困者や高齢者や障害者の人権を擁護するために法廷闘争を行う弁護士達に法的アドヴァイスを提供することで、法的支援を提供するクリアリングハウスが、連邦補助金によって設立されることになったのも前述のような動きと無関係ではないだろう。貧困者や高齢者の人権を擁護する法律事務所には、連邦補助金を受けている法律事務所の他に、連邦補助金を受けずに、無償で貧困者の法的救済にあっている法律事務所もある。後者の法律事務所には、市民から寄附を受けることが法律で認められている（前者は、寄附を受けることができないとされている）。

こうした貧困者や障害者と法の関わりのはかりには、貧困者や障害者への援助が法曹の倫理とされてきたこと、そうした発想を促すアメリカにおける自由・平等についての人権意識の浸透が大きく影響していると考えられる。もとよりアメリカにおける人権のあり様には、問題がないわけではないが、私的自治を中心に、地域が具体的対策の主導権を握っていく姿勢には学ぶべき点も少なくない。特にアメリカにおいては、以上のような背景のもとに、「福祉と法」の関係が構築されてきていることをもう一度確認しておきたい。

わが国においても、本来はアメリカのような授業が法務研究科において行われるべきことはその誕生の経緯からしても当然のことのように思われる。しかしわが国の法務研究科の現状をかえりみればそこにはいくつかの媒介事項が必要

であることも認めざるを得ないのが現状だろう。現在、法務研究科においては、クリニックが実施され、そこには法務研究科の学生も参加していることは周知のとおりであるが、当該クリニックは、伝統的なクリニックであり、アメリカで実施されているようなクリニックとは異なるもののように見受けられる。

筆者の属する法学研究科では、本年いわゆるパラリーガルといわれる職種についている人々や公務員、精神医学や社会福祉等の関連諸領域の従事者、約100名を主たる対象として統一テーマ「自己決定支援のあり方と法制度」と題する連続講座を、複数の弁護士の方々の強力な援助を得て開催中である。当該講座についてのアンケートの結果によれば、今までの講座で受講者が特に興味を持ったテーマとしては、「自己決定支援と成年後見制度」「インフォームドコンセントと本人の意思に基づかない医療」がいずれも70%強の支持を得ている。また今後の講座で予定されているテーマのうち、興味あるテーマとしては「精神障害・知的障害と社会保障・社会福祉制度」「精神障害のある人の刑事

責任能力、民事責任能力、問題行動への対処」「欧米の精神障害関係法に学ぶ面接援助技法」に60%前後の関心が寄せられており、本稿の冒頭で述べたような問題意識が関係者の中に具体的な形で浸透し始めていることが読み取れる。

前記連続講座には、法務研究科の複数の学生も、法務研究科のリーガルエディケーションの一環として参加し、多忙な日程をやりくりして意欲的に参加されている。このような連携が実現した背景には、連続講座への参加について学生からの要望があったと聞くが、それに応えて下さった関係の先生方にも敬意を表したい。法学研究科としても、これらの学生の方々の要望にこたえられるようにさらに努力を重ねていきたいと考えている。

述べてきたような試みを積み重ねつつ、神奈川大学においても、法務研究科、法学研究科、法学研究所付属の地方自治センターや人材センターが連携をとり、障害者や高齢者のためのクリニックを開設し、社会に開かれた大学への要請に具体的に応えていかれる日を夢みている。